

(参考)

改正の概要(平成 20 年 4 月 1 日適用)

関税率表解説(平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号)

HS 番号	品 目	概 要
第 29.27 項	アゾ化合物	一般式を仏語の表記に合わせるよう規定整備。
第 84 類総説	超小型組立	2007 年 HS 改正で第 85.42 項に分類されていた超小型組立に関する規定が削除されたことに伴う規定整備。
第 84.72 項	複写機	2007 年 HS 改正により複写機は印刷機(第 84.43 項)に分類されることに伴う規定整備。
第 85.09 項	家庭用電気機器	真空式掃除機(第 85.08 項)の分類を明確化するため、家庭用電気機器(第 85.09 項)の規定整備。
第 85.19 項	音声再生用機器	例示を追加することにより分類を明確化。
第 85.41 項	圧電結晶素子	超音波測定機用の素子は、通常、第 90.31 項に分類されることを明確化。
第 90.21 項	骨折治療具	英語と仏語の整合性を取るための規定整備。
第 95.04 項	ゲーム用周辺機器	84 類注 5 の規定を満たす周辺機器(マウス等)は第 95.04 項に含まれないことを明確化。

分類例規(昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号) 第 1 部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 2103.90 号	香辛料、調味料等の混合物を取り揃えた物品	香辛料、調味料等が 2 種類入ったガラス瓶を 8 本取り揃えた物品を、通則 3(b)を適用して第 21.03 項(第 2103.90 号)に分類。
第 2202.90 号	ノンアルコール飲料	乳幼児の、腹痛、胃酸过多、膨満の軽減のために飲用する重炭酸ナトリウムとヒメイキヨウ油を含む物品を飲料として第 22.02 項(第 2202.90 号)に分類。
第 2209.00 号	植物油、酢に食材を加えて取り揃えたセット	植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれぞれに食材を加えたものを入れたガラス瓶 3 本を取り揃えたセットを、通則 3(c)を適用して第 22.09 項(第 2209.00 号)に分類。
第 3307.90 号	点鼻、点眼用の溶液	鼻腔洗浄、洗眼等に使用される塩化ナトリウム 0.9% 又は海水 31.82% を含む溶液を、その他の衛生用品として第 33.07 項(第 3307.90 号)に分類。
第 5603.12 号又は第 5603.13 号	不織布	使い捨てミルクフィルター等の製造といった幅広い用途に使われる湿式集積プロセスにより製造された不織布を、その材質に着目し、第 5603.12 号又は第 5603.13 号に分類。